

(佐賀県少年自然の家設置条例の一部改正)

**第十四条** 佐賀県少年自然の家設置条例(昭和五十年佐賀県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「佐賀郡富士町」を「佐賀市」に改める。

(佐賀県警察の組織に関する条例の一部改正)

**第十五条** 佐賀県警察の組織に関する条例(昭和二十九年佐賀県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表の佐賀県佐賀警察署の項及び佐賀県諸富警察署の項を次のように改める。

佐賀県佐賀警察署 佐賀市高木瀬町 佐賀市(諸富町を除く。)及び佐賀

郡のうち東与賀町、久保田町

佐賀県諸富警察署 佐賀市諸富町 佐賀市のうち諸富町及び佐賀郡の

うち川副町

附則

この条例は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、第十条の規定は、公布の日から施行する。

参考資料

第一条(佐賀県社会福祉施設条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後			改正前		
(設置)			(設置)		
<p><b>第二条</b> 前条に定める社会福祉施設を次のとおり設置する。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 児童福祉施設</p>			<p><b>第二条</b> 前条に定める社会福祉施設を次のとおり設置する。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 児童福祉施設</p>		
略	名称	施設の種類	略	名称	施設の種類
略	略	略	略	略	略
略	位置	略	略	位置	略

略	春日園	知的障害児施設	略	春日園	知的障害児施設
略	略	佐賀市	略	略	佐賀郡大和町

第二条(佐賀県立佐賀コロニー条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後			改正前		
(位置)			(位置)		
<p><b>第二条</b> コロニーは、佐賀市に置く。</p>			<p><b>第二条</b> コロニーは、佐賀郡大和町に置く。</p>		
略	略	略	略	略	略

第三条(佐賀県東部工業用水道の設置等に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後			改正前		
(設置)			(設置)		
<p><b>第二条</b> 略</p> <p>2 給水区域は、次に掲げる市町村の区域のうち知事が指定する区域とする。</p> <p>佐賀市 鳥栖市 神埼郡三田川町、東脊振村 三養基郡基山町、上峰町、みやき町</p>			<p><b>第二条</b> 略</p> <p>2 給水区域は、次に掲げる市町村の区域のうち知事が指定する区域とする。</p> <p>佐賀市 鳥栖市 佐賀郡諸富町 神埼郡三田川町、東脊振村 三養基郡基山町、上峰町、みやき町</p>		
略	略	略	略	略	略

第四条(佐賀県射撃研修センター設置条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後			改正前		
(位置)			(位置)		
<p><b>第二条</b> センターは、佐賀市に置く。</p>			<p><b>第二条</b> センターは、佐賀郡大和町に置く。</p>		
略	略	略	略	略	略

第五条(佐賀県地域農業改良普及センター条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後			改正前		
(位置)			(位置)		
<p><b>第二条</b> センターは、佐賀市に置く。</p>			<p><b>第二条</b> センターは、佐賀郡大和町に置く。</p>		
略	略	略	略	略	略

改正後

第一条 農業改良助長法(昭和二十三年法律第六十五号)第十二条第一項の規定により設置する地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域は、次の表に定めるとおりとする。

名称	位置	管轄区域
佐城農業改良普及センター	佐賀郡川副町	佐賀市(富士町及び旧三瀬村の区域を除く)、多久市、小城市、佐賀郡
三神農業改良普及センター	佐賀市	佐賀市(富士町及び旧三瀬村の区域に限る)、鳥栖市、神埼郡、三養基郡

改正前

第一条 農業改良助長法(昭和二十三年法律第六十五号)第十二条第一項の規定により設置する地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域は、次の表に定めるとおりとする。

名称	位置	管轄区域
佐城農業改良普及センター	佐賀郡川副町	佐賀市、多久市、小城市、佐賀郡(富士町を除く)
三神農業改良普及センター	三養基郡上峰町	鳥栖市、佐賀郡富士町、神埼郡、三養基郡

第六条(佐賀県林業試験場設置条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後

(目的) 第一条 民有林経営の合理化を図る目的を以て、森林資源の培養及びその利用に関する試験研究並びにこれが普及指導を行うため、佐賀市に、佐賀県林業試験場(以下「試験場」という。)を設置する。

改正前

(目的) 第一条 民有林経営の合理化を図る目的を以て、森林資源の培養及びその利用に関する試験研究並びにこれが普及指導を行うため、佐賀郡大和町に、佐賀県林業試験場(以下「試験場」という。)を設置する。

第七条(佐賀県都市計画法施行条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後

(開発区域の面積の特例)

改正前

(開発区域の面積の特例)

第三条 政令第三十一条ただし書の規定により条例で定める開発区域の面積は、鳥栖基山都市計画区域内における産業の振興、居住環境の改善その他都市機能の維持又は増進に著しく寄与する開発行為に限り、五ヘクタールとする。

第三条 政令第三十一条ただし書の規定により条例で定める開発区域の面積は、佐賀都市計画区域(佐賀市の区域を除く。)及び鳥栖基山都市計画区域内における産業の振興、居住環境の改善その他都市機能の維持又は増進に著しく寄与する開発行為に限り、五ヘクタールとする。

第八条(佐賀県立二十一世紀県民の森設置条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後

(位置) 第二条 県民の森は、佐賀市に置く。

改正前

(位置) 第二条 県民の森は、佐賀郡富士町に置く。

第九条(佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後

(市町村等が処理する事務の範囲等) 第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町村又は広域連合が処理することとする。

事務	市町村又は広域連合
一〜九の六 略	佐賀市、唐津市、多久市、小城市、各町村(有田町及び西有田町を除く。)

改正前

(市町村等が処理する事務の範囲等) 第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町村又は広域連合が処理することとする。

事務	市町村又は広域連合
一〜九の六 略	唐津市、多久市、小城市、各町村(有田町及び西有田町を除く。)

十 商工会法(昭和三十五年法律第八十九号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの  
イ 法第二十三条第一項の規定により、設立の認可をすること。  
ロ 法第四十二条第五項(法第四十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定により、総会の招集の承認をすること。  
ハ 法第四十四条第二項(法第四十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定により、定款の変更の承認をすること。

十 商工会法(昭和三十五年法律第八十九号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの  
イ 法第二十三条第一項の規定により、設立の認可をすること。  
ロ 法第四十二条第五項(法第四十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定により、総会の招集の承認をすること。  
ハ 法第四十四条第二項(法第四十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定により、定款の変更の承認をすること。

<p>可をすること。 二 法第四十九条の規定により提出される事業報告書等を受理事すること。 ホ 法第五十条第一項の規定により、報告をさせ、又は立入検査をさせること。 ヘ 法第五十一条第一項の規定により、警告を発し、及び同項各号に掲げる処分をすること。 ト 法第五十一条第二項の規定により、警告を発し、及び設立の認可の取消しをすること。 チ 法第五十一条第三項の規定により、地区を変更し、又は解散すべき旨の勧告をすること。 リ 法第五十一条第四項の規定により、設立の認可の取消しをすること。 又 法第五十二条第二項の規定による解散の届出を受理事すること。 ル 法第五十二条の規定により、清算人を選任すること。 ヲ 法第五十四条第一項又は第二項の規定により、財産処分の方法の認可をすること。 ワ 法第五十五条において準用する民法(明治二十九年法律第八十九号)第八十三条の規定による清算結了の届出を受理事すること。</p>	<p>各市 川副町 東与賀町 久保田町 神埼町 千代田町 三田川町 東春振村 上峰町 みやき町 七山村 玄海町 有田町 北方町 江北町 白石町 太良町</p>
<p>十の二〇五 略 十六 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)に基づく事務のうち、河川法昭和三十一年法律第六十七号第九百条第一項の規定により同法の規定が準用される河川の用に供されている国有財産について境界を確定すること及び国有財産法第三十一条の規定により他人の占有する土地に立ち入らせること。 十六の二 略 十七 土地区画整理法昭和二十九年法律第十九号、以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの。 イ 法第七十六条第一項の規定により、建築物等の新築等の許可をすること。 ロ 法第七十六条第四項の規定により、原状回復又は移</p>	<p>各市 川副町 神埼町 三田川町 東春振村 基山町 上峰町 みやき町 有田町 西有田町 白石町 嬉野</p>
<p>可をすること。 二 法第四十九条の規定により提出される事業報告書等を受理事すること。 ホ 法第五十条第一項の規定により、報告をさせ、又は立入検査をさせること。 ヘ 法第五十一条第一項の規定により、警告を発し、及び同項各号に掲げる処分をすること。 ト 法第五十一条第二項の規定により、警告を発し、及び設立の認可の取消しをすること。 チ 法第五十一条第三項の規定により、地区を変更し、又は解散すべき旨の勧告をすること。 リ 法第五十一条第四項の規定により、設立の認可の取消しをすること。 又 法第五十二条第二項の規定による解散の届出を受理事すること。 ル 法第五十二条の規定により、清算人を選任すること。 ヲ 法第五十四条第一項又は第二項の規定により、財産処分の方法の認可をすること。 ワ 法第五十五条において準用する民法(明治二十九年法律第八十九号)第八十三条の規定による清算結了の届出を受理事すること。</p>	<p>各市 諸富町 川副町 東与賀町 神埼町 千代田町 三田川町 東春振村 上峰町 みやき町 七山村 玄海町 有田町 江北町 白石町 太良町</p>
<p>十の二〇五 略 十六 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)に基づく事務のうち、河川法昭和三十一年法律第六十七号第九百条第一項の規定により同法の規定が準用される河川の用に供されている国有財産について境界を確定すること及び国有財産法第三十一条の規定により他人の占有する土地に立ち入らせること。 十六の二 略 十七 土地区画整理法昭和二十九年法律第十九号、以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの。 イ 法第七十六条第一項の規定により、建築物等の新築等の許可をすること。 ロ 法第七十六条第四項の規定により、原状回復又は移</p>	<p>各市 諸富町 川副町 大和町 神埼町 三田川町 東春振村 基山町 上峰町 みやき町 有田町 西有田町 白石町 嬉野</p>
<p>転若しくは除却を命ずること。 ハ 法第七十六条第五項の規定により、同条第四項の規定による必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせること。 十八 二十略 二十一 駐車場法昭和三十三年法律第六号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの。 イ 法第十二条の規定による路外駐車場の位置等の届出及び届出事項の変更の届出を受理事すること。 ロ 法第十三条第一項の規定による管理規程の届出を受理事すること。 ハ 法第十三条第四項の規定による管理規程の変更の届出を受理事すること。 ニ 法第十四条の規定による路外駐車場の供用の休止、廃止及び再開の届出を受理事すること。 ホ 法第十八条第一項の規定により、報告若しくは資料の提出を求め、又は立入検査をさせること。 ヘ 法第十九条の規定により、必要な措置をとるべきこと又は供用を停止すべきことを命ずること。</p>	<p>各市 川副町 神埼町 三田川町 東春振村 基山町 上峰町 みやき町 有田町 西有田町 白石町 嬉野</p>
<p>二十二 都市計画法(昭和四十二年法律第百号。以下この号から第二十五号までにおいて「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの。(二)以上の市町村の区域にまたがる事務を除く。 イ 法第二十六条第一項に規定する試掘等の許可をすること。 ロ 法第二十九条第一項又は第二項の規定により、開発行為の許可をすること。 ハ 法第三十四条第九号の規定による既存の権利者からの届出を受理事すること。 ニ 法第三十四条第十号の規定により、開発審査会の議を経ること。 ホ 法第三十五条の二第一項の規定により、開発行為の変更の許可をすること。 ヘ 法第三十五条の二第三項の規定による開発行為の軽微な変更の届出を受理事すること。 ト 法第三十六条第一項の規</p>	<p>佐賀市</p>
<p>転若しくは除却を命ずること。 ハ 法第七十六条第五項の規定により、同条第四項の規定による必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせること。 十八 二十略 二十一 駐車場法昭和三十三年法律第六号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの。 イ 法第十二条の規定による路外駐車場の位置等の届出及び届出事項の変更の届出を受理事すること。 ロ 法第十三条第一項の規定による管理規程の届出を受理事すること。 ハ 法第十三条第四項の規定による管理規程の変更の届出を受理事すること。 ニ 法第十四条の規定による路外駐車場の供用の休止、廃止及び再開の届出を受理事すること。 ホ 法第十八条第一項の規定により、報告若しくは資料の提出を求め、又は立入検査をさせること。 ヘ 法第十九条の規定により、必要な措置をとるべきこと又は供用を停止すべきことを命ずること。</p>	<p>各市 諸富町 川副町 大和町 神埼町 三田川町 東春振村 基山町 上峰町 みやき町 有田町 西有田町 白石町 嬉野</p>
<p>二十二 都市計画法(昭和四十二年法律第百号。以下この号から第二十五号までにおいて「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの。(二)以上の市町村の区域にまたがる事務を除く。 イ 法第二十六条第一項に規定する試掘等の許可をすること。 ロ 法第二十九条第一項の規定により、開発行為の許可をすること。 ハ 法第三十四条第九号の規定による既存の権利者からの届出を受理事すること。 ニ 法第三十四条第十号の規定により、開発審査会の議を経ること。 ホ 法第三十五条の二第一項の規定により、開発行為の変更の許可をすること。 ヘ 法第三十五条の二第三項の規定による開発行為の軽微な変更の届出を受理事すること。 ト 法第三十六条第一項の規</p>	<p>佐賀市</p>



第十条(佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

二十六二十八略

二十六二十八略

改正後

改正前

(市町村等が処理する事務の範囲等)

(市町村等が処理する事務の範囲等)

第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町村又は広域連合が処理することとする。

第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町村又は広域連合が処理することとする。

事	唐津市 多久市 小城市 各町村(有田町及び西有田町を除く)
務	市町村又は広域連合

事	唐津市 多久市 小城市 各町村(有田町及び西有田町を除く)
務	市町村又は広域連合

十 商工会法(昭和三十五年法律第八十九号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの

イ 法第二十三条第一項の規定により、設立の認可をすること。

ロ 法第四十二条第五項(法第四十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定により、総会の招集の承認をすること。

ハ 法第四十四条第二項(法第四十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定により、定款の変更の認可をすること。

ニ 法第四十九条の規定により提出される事業報告書等を受領すること。

ホ 法第五十条第一項の規定により、報告をさせ、又は立入検査をさせること。

ヘ 法第五十一条第一項の規定により、警告を発し、及び同項各号に掲げる処分をすること。

ト 法第五十一条第二項の規定により、警告を発し、及び設立の認可の取消しをすること。

チ 法第五十一条第三項の規定により、地区を変更し、又は解散すべき旨の勧告をすること。

リ 法第五十一条第四項の規定により、設立の認可の取消しをすること。

又 法第五十二条第二項の規定による解散の届出を受領すること。

十 商工会法(昭和三十五年法律第八十九号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの

イ 法第二十三条第一項の規定により、設立の認可をすること。

ロ 法第四十二条第三項(法第四十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定により、総会の招集の承認をすること。

ハ 法第四十四条第二項(法第四十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定により、定款の変更の認可をすること。

ニ 法第四十九条の規定により提出される事業報告書等を受領すること。

ホ 法第五十条第一項の規定により、報告をさせ、又は立入検査をさせること。

ヘ 法第五十一条第一項の規定により、警告を発し、及び同項各号に掲げる処分をすること。

ト 法第五十一条第二項の規定により、警告を発し、及び設立の認可の取消しをすること。

チ 法第五十一条第三項の規定により、地区を変更し、又は解散すべき旨の勧告をすること。

リ 法第五十一条第四項の規定により、設立の認可の取消しをすること。

又 法第五十二条第二項の規定による解散の届出を受領すること。

ル 法第五十三条の規定により、清算人を選任すること。	佐賀市	各市町村(佐賀市を除く。)	二十 租税特別措置法第二十八条の四第三項第六号、第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ、第六十三条第三項第五号イ又は第六十八条の六十九第三項第五号イの規定による知事に対する宅地の造成(以上の市町村の区域にまたがるものを除く。)が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定申請を受領すること。	各市町村	二十一二十八略
ヲ 法第五十四条第一項又は第二項の規定により、財産処分の方法の認可をすること。	佐賀市	各市町村(佐賀市を除く。)	十九 租税特別措置法及び同法の施行のための規則に基づく事務のうち、同法第二十八条の四第三項第五号イ、第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ、第六十三条第三項第五号イ又は第六十八条の六十九第三項第五号イの規定による知事に対する宅地の造成(以上の市町村の区域にまたがるものを除く。)が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定申請を受領すること。	各市町村	二十一二十八略
ワ 法第五十五条において準用する民法(明治二十九年法律第八十九号)第八十三条の規定による清算終了の届出を受領すること。	佐賀市	各市町村(佐賀市を除く。)	十八 租税特別措置法昭和三十三年法律第二十六号及び同法の施行のための規則に基づく事務のうち、同法第二十八条の四第三項第五号イ、第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ、第六十三条第三項第五号イ又は第六十八条の六十九第三項第五号イの規定により、宅地の造成(以上の市町村の区域にまたがるものを除く。)が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定をすること。	各市町村	二十一二十八略